

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則【環境局環境監視部環境監視課】 3

### ◇ 告 示

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 4

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 5
- 道路の指定（4件）【建築都市局指導部建築審査課】 6

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価法施行令の一部改正に伴い、市が行う環境影響評価の対象事業の要件に次に掲げる事業を加えることにしました。

- 1 設置に係る区域の面積が50ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事業
- 2 設置に係る区域の面積が50ヘクタール以上増加する発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事業

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

北九州市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 5 号

北九州市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市環境影響評価条例施行規則（平成 1 1 年北九州市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 5 号中

オ 出力が 5, 0 0 0 キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業	を
カ 出力が 5, 0 0 0 キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業	
」	
オ 設置に係る区域の面積が 5 0 ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業	に
カ 設置に係る区域の面積が 5 0 ヘクタール以上増加する発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業	
キ 出力が 5, 0 0 0 キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業	
ク 出力が 5, 0 0 0 キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業	
」	

改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 第 1 項第 5 号オ又はカに該当する事業であって、この規則の施行の日前に電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 4 7 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する認可を受け、又は同法第 4 8 条第 1 項に規定する届出がなされたものについては、改正後の規則の規定は、適用しない。

北九州市告示第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ふれあい薬局戸畑店	北九州市戸畑区新池一丁目5番30号	令和2年1月1日
ふれあい薬局上津役店	北九州市八幡西区町上津役東一丁目7番27号	令和2年1月1日
サン薬局霧ヶ丘店	北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目13番23号	令和2年2月1日
株式会社ひびきの薬局	北九州市若松区塩屋一丁目26番1号	令和2年2月1日
サンキュー薬局陣山店	北九州市八幡西区陣山二丁目6番2号	令和2年2月1日

2 訪問看護ステーション（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションメハナ	北九州市八幡西区割子川二丁目16番10号Kビル202	令和2年2月1日

北九州市公告第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和2年2月4日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区野面二丁目2404番1及び2404番4から2404番32まで	北九州市小倉北区馬借二丁目6番6号 第一ホーム株式会社 代表取締役 津村昭宏

北九州市公告第 58 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 2 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 2 年 2 月 4 日 第 754903 号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市小倉南区下石田二丁目 1147番10	35.32	5.02~5.04

北九州市公告第59号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年2月4日

北九州市長 北橋 健治

- 1 道路の種類  
建築基準法第42条第1項第4号の道路
- 2 指定年月日及び指定番号  
令和2年2月4日 第944902号
- 3 道路の位置、延長及び幅員

位置		延長（m）	幅員（m）
起点	終点		
北九州市八幡西区浅川台二丁目853番52地先	北九州市八幡西区浅川台三丁目981番27地先	34.0	12.0～12.2

北九州市公告第60号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年2月4日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類  
建築基準法第42条第1項第4号の道路
- 2 指定年月日及び指定番号  
令和2年2月4日 第944903号
- 3 道路の位置、延長及び幅員

位置		延長（m）	幅員（m）
起点	終点		
北九州市八幡西 区浅川台三丁目 981番67地 先	北九州市八幡西 区浅川台三丁目 981番35地 先	11.0	5.7～8.0

北九州市公告第 6 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 2 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 2 年 2 月 4 日 第 9 4 4 9 0 4 号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置		延長 (m)	幅員 (m)
起点	終点		
北九州市八幡西 区浅川台三丁目 9 7 4 番 3 5	北九州市八幡西 区浅川台三丁目 9 7 2 番 4 9	6 . 0	6 . 6 ~ 1 0 . 0